

株式会社 JVC ケンウッド

実行後検証報告書
サステナビリティ・リンク・ローン

検証者の結論

宛先 株式会社 JVC ケンウッド

検証者の結論

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社 JVC ケンウッド（JVC ケンウッド）に対して 2022 年 9 月 30 日に実行したサステナビリティ・リンク・ローン（本借入金）が指標とする KPI の 2024 年度の数値について、サステナビリティ・リンク・ローン原則（SLLP）、サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（2022 年版）、（SLLP 及び環境省ガイドラインを総称して「SLLP 等」）の要請に従い、JVC ケンウッドから 2025 年 5 月 30 日から 2025 年 9 月 4 日までに最新の資料・情報等関連する証拠を入手し、改めて検証手続きを実施した。その結果、JCR は本借入金が行われる際に定められた SPT の進捗状況が管理され、検証基準に従って、算定及び報告がなされていないと信じさせる事項は、すべての重要な点において認められなかった。

▶▶▶ 主題に関する基本情報

借入人	株式会社 JVC ケンウッド（証券コード：6632）
検証対象	サステナビリティ・リンク・ローン
検証対象年度	2024 年度 （2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日）
検証期間	2025 年 5 月 30 日～9 月 4 日
検証目的	SLLP 等の第 5 原則の要請により、SPT の達成状況に関する第三者検証を実施する事

▶▶▶ 適用される検証基準

■ 共通

- 「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務に関する国際規格（ISAE 3000）」に準拠して JCR が独自に制定した手順

■ SPT

- GHG プロトコル¹を参照した JVC ケンウッド独自規準

▶▶▶ 本ローンに設定された KPI と SPT

- KPI：CO₂排出量削減率
- SPT：JVC ケンウッドおよび JVC ケンウッドの連結子会社の営業拠点における
1 事業年度あたりの CO₂排出量削減率（総量ベース、Scope1+2）
2022 年度：▲12.6%以上、2023 年度：▲16.8%以上、
2024 年度：▲21.0%以上、2025 年度：▲25.2%以上（いずれも 2019 年度対比）

▶▶▶ SPT の進捗状況

2024 年度の実績について、JVC ケンウッドから提出された資料を検証し、2019 年度比 46.4%削減したことを確認した。

表 1 SPT の 2024 年度実績²

	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)		
	国内拠点	海外拠点	合計
基準年度 (2019 年度)	19,617	22,337	41,954
2023 年度	11,906	12,765	24,671
2024 年度	11,930	10,524	22,454
	基準年度比削減率 (%)		▲46.4%

SPT の検証範囲

- (1) 検証対象期間：2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日
- (2) 計算対象範囲：JVC ケンウッド国内 13 拠点、海外 3 拠点

現状結果の理由

国内拠点では、事業所の統廃合が進んだものの、プロジェクター生産の国内回帰、統廃合した拠点の本格稼働などの増加要因もあり、昨年度と変わらない排出量だった。海外拠点は一拠点の閉鎖、各拠点の電力使用量を削減したため、昨年度と比べて 10%強の排出量の削減となった。上記の結果、SPT の 2024 年度目標である削減率 21.0%以上を達成している。

¹ 世界環境経済人協議会・世界資源研究所策定

² JVC ケンウッドから受領した情報を基に JCR 作成

今後の進捗見込みについて

JVC ケンウッドは、再生可能エネルギー由来の電力の調達を継続すること等により、SPT の継続的な達成を目指す予定である。

▶▶▶ 上記の進捗を裏付ける資料として発行体から受領した資料一覧

- ・ SPT の 2024 年度集計データ（国内・海外）
- ・ JCR からの質問状への回答書
- ・ 一部拠点における電気・ガス使用量、ガソリン使用量の請求書

▶▶▶ JVC ケンウッドの責任

JVC ケンウッドは、SPT の進捗状況を検証者が把握するために適切な記録・証拠書類を検証者に提供する責任を負う。

▶▶▶ JCR の責任

JCR は検証者として、借入人から受領した資料の範囲において、その適切性を規準に照らして検証する責任を負う。JCR は JVC ケンウッドが測定し提供した結果について、その結果の十分性及び適切性について規準（SLLP 等）への適合性を評価する。

▶▶▶ 検証手順

-検証手順

JCR は、2025 年 5 月 30 日付の手順書に記載されている限定保証手順に基づき、検証作業を実施した。なお、当該限定保証手続は、独立監査について関連する一般原則、専門的基準、ならびに「過去財務情報の監査またはレビュー以外の保証業務に関する国際規格（ISAE3000）」に準拠して JCR が独自に制定した手順である。

-JCR の品質管理体制の整備と検証者の独立性及びその他の職業倫理に関する規定の順守

JCR は ISQC1 と同等以上の職業専門的な要求事項又は法令等の要求事項を満たしている。JCR は適用された保証業務に関連する IESBA 倫理規程のパート A 及び B と同等以上の職業的専門家としての要求事項又は法令等の課した要求事項を満たしている。

▶▶▶ 検証作業の概要

-検証作業の範囲

JVC ケンウッドに実行されたサステナビリティ・リンク・ローンは、KPI/SPT の進捗状況に係る毎年のレポー

ティングと第三者機関による検証の実施を条件として実行されたため、JCR は本借入金で設定された KPI/SPT の進捗状況について限定的保証業務を行う。

-検証手続き

JCR では、2025 年 5 月 30 日から 2025 年 9 月 4 日まで、以下の検証手続きを実施した。

- ・ 本借入金で設定された KPI/SPT 及び借入人のサステナビリティ戦略の確認
- ・ SPT の進捗状況に係るエビデンス（記録、関連文書）の評価
- ・ 借入人の SPT 担当者ならびに借入人のサステナビリティ戦略を企画する担当者への照会（書面提出された内容に関して追加質問がある場合に実施）
- ・ 借入人に対し、JCR が検証作業を行う際に必要とする、信頼に足る情報を提供するように要請及び借入人より当該情報をすべて提供した旨を陳述した書面の入手
- ・ 検証報告書及び結論に関して客観的な評価をするための評価委員会の開催

▶▶▶ 検証結果

JCR は、その適用される検証基準に準拠して、SPT の進捗状況が管理されており、SLLP 等で定められた実行後レポーティングに係る開示がなされていないと信ずるに足る理由を発見することができなかった。

▶▶▶ 検証報告書の配布及び使用の制限

本検証報告書は、借入人及び貸付人の利用を目的としており、借入人及び JCR によって公表される。

保証レベルに係るステートメント

限定された保証業務とは、調査を行い、分析、適切なテスト、及び否定形による結論を提供するための根拠として有意義なレベルの保証を取得するのに十分な他の証拠収集手順を適用することで構成され、妥当なレベルの保証を提供するために必要な証拠のすべてを提供するものではない。発行される手順は、故意又は過失が原因であるかどうかにかかわらず、特定の活動データの重大な虚偽表示のリスクを含む検証者の判断に依存する。

手続の性質と範囲を決定するにあたり、経営陣の内部統制の有効性を検討したが、このレビューは内部統制の保証を提供することを意図したものではない。JCR は JCR の得た証拠が、結論の根拠を提供するのに十分かつ適切であると考えている。

検証者の署名

菊池 理恵子

責任者 菊池 理恵子

玉川 冬紀

主任 玉川 冬紀

新井 真太郎

担当 新井 真太郎

2025年9月17日

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

本第三者検証に関する重要な説明

1. 信用格付業に係る行為との関係

本第三者検証を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業に係る行為とは異なります。

2. 信用格付との関係

本第三者検証は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

3. JCR の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。